

NPO 法人きづく

セーフガーディング指針

NPO 法人きづくは

大人が人と人との関係の間にあるチカラの差に気づき

信頼と尊重に基づいた関係を築く社会をつくります

NPO 法人きづくは上記のビジョンを掲げて、身近にある「チカラ」の差に着目して日常にある人間関係からこの問題に取り組んでいます。わたしたちは、日々の事業活動を通じて、これらを体現するために不可欠である「セーフガーディング指針」を策定します。

本指針では、特に当法人の展開する事業活動においていかなる権利侵害を起こさないよう組織として取り組む事項を以下にまとめます。わたしたちは、子どもが権利の主体であることを確認し、また子どもの権利が保障されている社会の実現を目指しています。

1. セーフガーディングとは

本指針では、セーフガーディングを以下のように定義します；

「セーフガーディングとは、組織の役職員や関係者によって、また事業活動において、子どもにいかなる危害も及ぼさないよう、つまり虐待・搾取や危険のリスクにさらすことのないよう努めることであり、万一、活動を通じて子どもの安全にかかわる懸念が生じたときには、しかるべき責任機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組むことを意味する。」¹

なお、本指針では、事業活動において子ども（0~18歳未満）以外の成人へのいかなる危害も及ぼさないよう、組織として責任を持って取り組むことを併せて確認します。とりわけ社会的に脆弱な立場に置かれている人の権利保障に留意した活動を行います。

2. 適用範囲

本指針は、以下の人々に適用します：

- (ア) 理事・監事を含む役職に就いている人
- (イ) アドバイザー等に就いて事業活動を見守る立場にある人
- (ウ) あらゆる形態で事業活動を支え貢献する人(業務受託者、ボランティアを含む)
- (エ) 事業活動を展開する場を訪れる人(ドナー、メディア、視察の方を含む)
- (オ) その他、当団体の適用が必要と定める人・団体

また、上記に掲げた人々（以下、関係者という）は公私にわたり、団体の掲げるビジョンの実現に向けた社会の一員として行動することが求められます。

3. 原則

本指針では、関係者と共に、日々の事業活動を通じて以下を目指します。

- 関係者が安心・安全に関する懸念や問題を察知したとき、オープンに話すことのできる環境をつくること
- 関係者による不適切な行為があったとき、その立場に関わらず問題を提起することができる組織文化をつくること
- 関係者による不適切な行為に関する相談・報告の内容の取り扱いにおける守秘義務を徹底する。取り扱う情報は、必要最小限の範囲で共有される。また、その記録の適切な保管を徹底すること
- 関係者による不適切な行為が発覚、またはその懸念が生じたとき、組織として透明性の高い対応に努める。また、事業活動に関わる子ども・大人・地域社会への説明責任を果たし、今後のより良い実践へ向けた具体的な対応をとること
- 関係者が、子どもの権利を中心とした人権やセーフガーディングなどに関する学びを続けるための機会を提供し続けること
- セーフガーディングの取り組みから得た学びを踏まえ、協働するネットワーク、関係団体、地域社会などへ広くセーフガーディングの重要性を発信する

また、当法人は設立当初から「Principle～きづくが大切にすること～」を掲げています。この体現へ向けては、セーフガーディングの観点からも関係者と共に以下を心がけます；

- 大人が自らの持ち得るチカラを子どもに対してふりかざすことのないよう、大人の意識の変化を促す
- 対話を重ねることにより、チカラにたよらない選択肢の存在へ人々の気づきを促す
- 仲間が集うコミュニティの運用においても、対話により信頼と尊重に基づく関係づくりを体現する

このように、当法人は、対話による信頼と尊重に基づいた関係構築を目指す団体として、関係者による不適切な行為に対して、その当事者らとの対話を通じた解決を目指します。一方で、事業活動内において人権を侵害する行為が確認された場合には、懲罰を与えるとも違う、人権を保障するために必要となる毅然とした対応を取れる組織を目指します。

4. 指針の要綱

当法人は、関係者によるいかなる権利侵害、差別、暴力の行使、あらゆる形態の搾取を許容しません。そのため、それらを未然に防ぐための「予防」、取り組みを広く知らせるための「周知」、早期発見・早期対応を可能とする「相談・報告」、万が一それらが生じた場合に備える「対応」に注力し、組織的に取り組みます。

予防：

当法人は、組織的に予防策としてのセーフゲーディングを推進するために；

- 中心となる関係者らが、本指針を理解して、積極的に参画できるように支援する
- 一時的な接点に限る関係者を含め、すべての関係者が行動規範の遵守を徹底する
- セーフゲーディングに関する、または周辺領域に関する学びの機会を広く用意する
- 事業活動に関わるすべての人に対し、セーフゲーディング普及の重要性に関する理解を求めていくよう努力する

周知：

当法人は、セーフゲーディングの取り組みの有用性を高めるために：

- 関係者に対して、本指針や行動規範を周知する
- 法人の事業活動に参加する子どもやその養育者に対し、セーフゲーディングに関する周知を行う
- 法人の事業活動を一緒に推進する関係団体に対して、セーフゲーディングの普及推進へ向けた、具体的な呼びかけを行う

相談・報告：

当法人は、予防的な取り組みを可能とするために、すべての関係者に対し積極的な相談・報告を呼びかけます。多様で多くの相談・報告を受け付けることにより、事業活動における安心・安全を脅かす要素を早期に認識したり、現状を少しずつ改善したりするための具体的な実践へとつなげていきます。

当法人は、すべての関係者に対し、以下のような場合には、本指針が以下に指定する窓口へ速やかにご相談・ご報告をお願いしています：

- 関係者の行為・言動が、本指針に掲げる内容や行動規範に抵触・逸脱しているのではないかと懸念・心配する、また気になったとき
- 関係者による明らかな不適切行為・言動や権利を侵害する行為・言動を発見したとき

NPO 法人きづくのセーフガーディング窓口

専用窓口： 窓口へのご連絡はメール、または郵送でお願いしています

① メール： safeguarding@kidzuku.org

* 緊急の場合、メールでのご相談・ご報告をお願いします

② 郵送： ☎101-0045

東京都千代田区鍛冶町二丁目4番7号エルア神田5階

セーフガーディング担当者宛

* 郵送の場合、秘密保持のため封書でご郵送ください

* 郵便による相談・報告はメールに比べ対応が遅れることがあります

担当者： ご相談・ご報告の内容は下記の担当者が内容を責任を持って確認します

佐藤 則子 (さとう のりこ)

松永 圭史 (まつなが けいじ)

<相談・報告時の留意点>

- ※ できればお名前と連絡先を教えてください。相談・報告者の秘密などを守りながら、慎重に対応を行います。また、対応結果も必要に応じ、共有することが可能です
- ※ 匿名でも相談・報告をすることは可能です。その場合は、事実確認などが困難になるなど、適切な対応が難しくなることがあります。相談・報告された内容は他と同様に大切に扱います
- ※ 上記にある担当者に関する相談や報告のあるときは、相談・報告をしやすい担当者へ直接、連絡することも可能です。その場合、件名に【緊急：セーフガーディング】と書いてください（佐藤：nori@kidzuku.org、松永：keiji@kidzuku.org）

対応：

当法人は、関係者による権利侵害や不適切な行為の発覚した場合には、迅速に、適切な対応を徹底します。その際、日本国内の法律に則ります。また、本指針で示した対応を行うことにより透明性を確保します。同時に、すべての意思決定において、子どもの権利条約にある「子どもの最善の利益」を必ず考慮します。

相談・報告を受理したら：

- ① 担当者2人で内容を確認し、初動対応を代表理事と共に決めます
(担当者が1人で決めることは認められていません)
- ② 相談・報告を受理したら、速やかに公正かつ適切に事実確認を行います

(相談・報告者や対象の関係者の秘密を守り、同時に二次被害を引き起こさないように公正、かつ適正に、慎重な対応をします)

- ③ 確認できた内容を受け、組織としての対応を決定します。大きく分けると、原則、以下の対応が想定されます
 - a. 速やかに専門機関へ支援を求める
 - b. 当事者らに対し、改善・解決へ向けた具体的なアクションをとる
 - c. 組織として、再発防止へ向けた取り組みを精査して強化に努める

5. 言葉の定義：

子ども	18歳未満のすべての人
おとな	18歳以上のすべての人
関係者	団体役員、団体と契約関係のある個人・団体、団体アドバイザー、団体ボランティア、また事業活動を訪れるメディア、視察者、ドナーなど
子ども虐待	子どもの権利条約や日本の国内法の定義に準ずる
暴力	あらゆる形態を含む暴力。体罰を含む。子どもを含む人の尊厳や品位を傷つける行為

6. その他

- 本指針は、別添として「行動規範」を掲げています。当法人は、関係者に対して行動規範の理解・遵守を呼びかけます。また、当法人は関係者に対し行動規範への誓約を求め、求められた関係者は内容を理解し誓約した上で、事業活動へ参加します
- 本指針は、承認1年後に、理事会が関係者協力を仰ぎ、改訂作業を行います。第一回改訂後は、当法人が組織的にセーフガーディングの推進を継続するために、本指針を2年毎に見直すことを定めます。この改訂作業により、セーフガーディングの有用性を維持し、高める努力を厭いません。

以上

NPO 法人きづく

行動規範

NPO 法人きづくの事業活動に関わるすべての関係者は、以下を理解・確認した上で、事業活動を行います。

- いかなる他者の尊厳を損なう言動をしません
- いかなる他者との間に存在する「チカラ」の差を利用した関係をつくりません
- 暴力などの被害を受けるリスクを高める活動環境をつくりません
- 違法行為や危険行為を放置したり、加担したりしません
- 特定の人や集団に対する差別や排除をしません
- 18歳未満の人と、性的・肉体的な関係をもたず、また性に関わる不適切な言動をしません
- 18歳未満の人と、活動外で個人的な連絡をとりません

ⁱ 子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド p8